

決議案第1号

(和光市議会)

介護保険行政に対する特別監査請求に関する決議

上記の決議案を和光市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年9月19日

和光市議会議長 小嶋 智子 様

提出者 和光市議会議員

賛成者 和光市議会議員

金澤 啓之
片山 義久

介護保険行政に対する特別監査請求に関する決議

近年、和光市の介護保険行政において、いわゆる「期ずれ」問題が顕在化し、令和7年3月議会以降、市民の間に深刻な不信感が広がっている。報道によれば、20年にわたる不適切な会計処理により約3億円の赤字が生じ、介護保険料の上乗せが検討される事態となっている。市民説明会においても、説明の不十分さから混乱が生じ、行政への信頼が著しく損なわれた。

これらの疑義に対し、行政の説明のみでは市民の納得を得るには不十分であり、第三者的かつ制度的な監査が不可欠である。

本市議会は、令和7年8月12日に提出された「介護保険行政に対して特別監査請求の議決に関する陳情」についてその趣旨に鑑み、地方自治法第98条第2項の規定に基づき、監査委員に対し、以下の事項について特別監査を請求することを求める。

- 1 予算の不正流用および決算書の改ざんの有無
- 2 国庫負担金の対象月と市の歳出年度との整合性
- 3 平成16年度以降の予算計上方法の変更理由
- 4 実際の赤字額およびその定義の妥当性
- 5 介護保険料上乗せの試算根拠と実施可能性

以上、決議する。

なお、監査結果の報告期限は、令和7年11月30日までとする。

令和7年9月19日

埼玉県和光市議会